

=研修・講習会=

1. スキャンツール応用研修会

スキャンツール活用事業場認定要件である、標記講習会を下記により開催します。

◇受付期間 **1月29日（金）まで**

◇講習日時 2月 8日（月）9：30～16：30

◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 実習場

◇対象者

- (1) スキャンツール基本研修（外部診断機取扱等講習）修了者
- (2) H13～15年度の三年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した者。
- (3) 振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した者
- (4) スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した者。

以上（1）～（4）いずれかに該当される方

◇講師 ディーラートレーナー、技術講習所講師

◇講習内容 (学科)

1. スキャンツールの機能（再確認）

2. FAINESからのデータ取得

3. エンジン電子制御システムの各構成要素の仕組み

・自己診断と空燃比制御

(実習) 1. スキャンツール操作方法

2. 正常時データの収集

3. 正常時と異常時のデータ比較による故障診断

◇定員 **20人**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

◇受講料 5,200円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない場合には、講習日を講師と日程調整のうえ延期又は、中止する場合もありますのでご了承下さい。）

受講申込み方法 受講申請書（P19）に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

2. CVT講習会

標記 講習会を新機構・新技術講習として下記により開催します。

ディーラートレーナーを講師に招き、最近の乗用車に搭載されているCVTの構造・故障事例・トラブルシューティング等の講習会を行います。

また、トヨタプリウスに必要な整備モードやブレーキフルード交換要領（スキャンツールを使用しない方法）についても再度実習にて行います。

記

◇受付期間 **2月 5日（金）まで**

◇講習日時 2月15日（月）9：30～16：00

◇講習会場	(一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター、実習場
◇講 師	ディーラートレーナー、技術講習所講師
◇講習内容	C V Tの構造、故障事例トラブルシート 20系プリウス整備モード、スキャンツールを使用しないブレーキフルード 交換要領
◇募集定員	40名(定員になり次第締め切らせて頂きます)
◇受 講 料	5,400円 (申込が少ない場合には、講習日を講師と日程調整のうえ延期または、中止する 場合もありますのでご了承下さい。)
受講申込み方法	受講申請書(P19)に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

3. タイヤ空気充填特別講習会

自動車のタイヤ組み付け時の空気充填作業において、慣れた作業と思っても重大な事故に発展することもあります。

自動車のタイヤ交換時の空気充填作業に関しては、労働安全衛生法第59条、規則第36条3号の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

既にホイールに取り付けられた状態での規定空気圧調整に関しては対象外となります。タイヤ交換等の作業に於いてのタイヤ空気充填作業に対しては対象となりますのでご注意ください。
タイヤ交換時の安全教育内容を再確認し、重大事故が発生しないよう安全確実な作業を実施して頂きたく、学科並びに実習をタイヤディーラー講師によって行います。
多くの会員皆様の受講をお待ちしています。

◇受付期間	2月 5日(金)まで
◇講習日時	2月22日(月) 9:30~16:00
◇講習場所	(一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場
◇担当講師	ブリヂストンタイヤジャパン株講師
◇講習内容	1. タイヤ及びその組み付けに関する知識 2. タイヤの空気充填作業に関する知識 3. 関係法令 4. タイヤの組込み、空気充填(実習)
◇定 員	50名(先着順、定員になり次第締め切りとします。)
◇受 講 料	6,500円(自動車用タイヤの選定、使用、整備基準 JATOMA テキスト代含む) (申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない 場合には、講習日を講師と日程調整のうえ延期又は、中止する場合もあります のでご了承下さい。)

講習受講後には、労働安全衛生規則第36条33号に定める「タイヤの空気充填の業務に係る特別教育」修了証が、後日ブリヂストンタイヤジャパン株より発行されます。

受講申込み方法 受講申請書(P19)に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

4. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げウインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を振興会より発行します。

◇受付期間	12月15日（火）まで
◇講習日時	12月21日（月）9:30～17:00
◇講習場所	（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
◇担当講師	技術講習所講師（標記指導員講習受講済）
◇受講対象者	事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行う方（直接作業者）
◇募集定員	50名（定員になり次第締め切らせて頂きます）
◇受講料	5,200円（テキスト代含む） (申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。)

受講申込み方法 受講申請書（P19）に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

5. 平成27年度第2回自動車整備技能認定資格教習

1. 募集種目

自動車整備技術コンサルタント（一級自動車整備士）

自動車整備技術スーパーアドバイザー（二級自動車整備士）

2. 受講申込み

①申込期間 **12月18日（金）まで**

②受講申込み方法 受講申請書（P20）に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

3. 受講料

		本教習	認定資格 教習	認定 ツール代	申請 手数料	費用 合計
コンサルタント	新技術免除無し	不要	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥31,784
	新技術免除有り	不要	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥25,084
スーパー アドバイザー	新技術免除無し	¥12,000	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥43,784
	新技術免除有り	¥12,000	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥37,084

※「新技術免除有り」については、平成27年度直近の整備主任者（技術）研修を受講済みの方が対象となります。

なおご不明な方は教育課までご相談下さい。

※認定ツールとは、認定証書額縁付、認定バッヂ、認定看板額縁付（IDステッカー及び事業場名ステッカー1枚付）となります。

（認定看板にはIDステッカーが3枚まで貼付できますので、同一事業場で3名までの登録であれば認定看板1枚注文でも可能です。）

4. 講習日程

①コンサルタント及びスーパー アドバイザー
自動車新技術（免除無しの方のみ）
1月25日（月）9:00～16:00
認定資格教習
2月 3日（水）13:00～16:00

②スーパー アドバイザー
スーパー アドバイザー本教習
1月 8日（金）9:00～16:00
1月13日（水）9:00～16:00
1月20日（水）9:00～16:00
2月 3日（水）9:00～12:00



5. 受講資格

①コンサルタント

- (1) 一級自動車整備士
- (2) 山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- (3) 整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- (4) 実務経験が3年以上の方

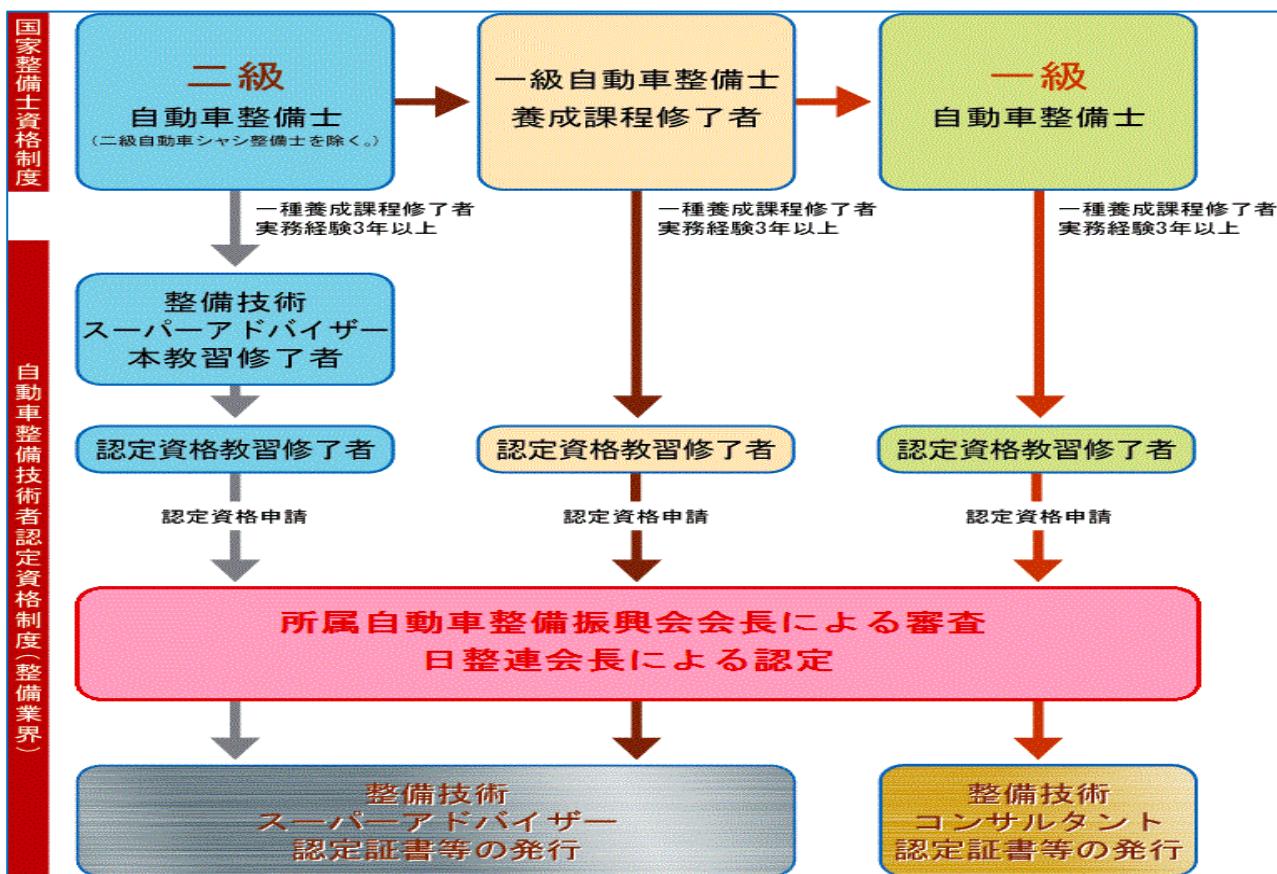
②スーパー アドバイザー

- (1) 二級自動車整備士
- (2) 山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- (3) 整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- (4) 実務経験が3年以上の方

認定資格の取得メリット!!

- 専門的なコンサルティングやアドバイス手法の修得が自信につながり、お客様とのコミュニケーションがスムーズに進みます。
- お客様が整備相談・整備説明で行うコンサルティングやアドバイスを専門家の意見として尊重してくれます。
- 優れた整備技術で対応できるため、早く正確で分かりやすい診断対応が可能になり、お客様の信頼度が向上します。
- 整備業界の信頼度向上が、お客様に波及でき、それが、業界全体の社会的評価の向上と整備事業者の社会的地位の向上に貢献することになります。
- 資格取得時に発行される「認定看板」「認定証書」「認定バッジ」でお客様に対し、認定資格者であることをアピールすることができます。

【認定資格取得までの流れ】



6. 整備主任者（技術）研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、**各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）**

- ◇研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇研修内容 学科：新機構・新装置、整備技術
実習：動力伝達装置の構造・機能及び故障診断/ボデー電装系の構造機能及び故障診断
- ◇受講料 6,720円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

 - ・平成27年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 1,020円
 - ・平成27年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,250円
- ◇研修日時 受付 9:00～9:30
研修 9:30～17:00 **※日程につきましては、次表を参照して下さい。**

◇技術研修日程表

	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
8	12月10日	木	甲府南①	39	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
9	12月17日	木	甲府西	54	スズキ	スズキ	UDトラックス
			甲府南②				
10	1月14日	木	甲府東	45	ホンダ	ホンダ	三菱ふそう
			甲府北				
11	1月21日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ	いすゞ
12	2月 4日	木	東八②	45	日産	日産	日野
			日下部				
13	2月10日	水	二輪	20	二輪	二輪	
14	2月18日	木	その他	20	マツダ	マツダ	UDトラックス

各種研修・講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ
[\(http://www.ams.or.jp\)](http://www.ams.or.jp) の「会員ページ」からもダウンロードできます。
 必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

各種研修・講習受講申込書

■ 受講者氏名等

受講者氏名	生年月日	認証番号	所属事業場	連絡先(TEL)
	S・H 年 月 日			() -

※ 受講希望の各研修申し込み欄に **レ** を記して下さい。

1. スキャンツール応用研修

研修日 2月 8日(月)

申し込み	基本研修受講確認 (受講日を記入下さい)	各種外部研修受講確認	
	年 月 日	<input type="radio"/> 受講日	年 月 日
		<input type="radio"/> 研修名	
		<input type="radio"/> 終了番号	

2. CVT講習会

研修日 2月 15日(月)

申し込み

3. タイヤ空気充填特別講習会

研修日 2月 22日(月)

申し込み

ワインチ運転者特別教育受講申請書

認証番号	8 -	事業場名	
電話番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
車積載車登録番号			
備考			

教 育 課

自動車整備技術認定資格取得ご希望の方は、下記にご記入の上、
教育課窓口にお申込み下さい。

なお、申込みは12月18日（金）までにお願いします。

お問い合わせ：教育課 055-262-4422

空欄にご記入下さい。また該当する□にレ点をお願いいたします。

認証番号	8 -	支部名	支部
会社名			
氏名		フリガナ	
T E L	- - -	F A X	- - -
◆自動車整備士技能検定状況 並びに 整備主任者研修受講状況			
<input type="checkbox"/> 2級自動車整備士検定 合格者 (2級シャシ自動車整備士を除く)			
<input type="checkbox"/> 1級自動車整備士養成課程 修了者 (2級自動車整備士取得者のみ レ点して下さい)			
<input type="checkbox"/> 1級自動車整備士技能検定 合格者 (1級自動車整備士取得者のみ レ点して下さい)			
<input type="checkbox"/> 平成27年度整備主任者（技術）研修受講状況 平成 年 月 日 受講済み			
(注) 検査員研修を受講されても、整備主任者研修を受講済みとは みなされないのでご注意下さい。			
<input type="checkbox"/> 整備主任者技術研修認定機関の指導員であり、技術研修の講師をしている。			
◆ 勤務状況、実務経験 並びに 運転免許証の有効等			
<input type="checkbox"/> 山梨県自動車整備振興会の会員事業場に勤務している。			
実務経験3年以上 <input type="checkbox"/> (但し一種養成課程修了者の実務経験は、当該自動車整備士技能検定 試験に合格した日から起算して3年以上)			
<input type="checkbox"/> 運転免許証を所有し、免許証が取消し、停止でないこと			